

議案第58号

令和2年度基山町一般会計補正予算（第7号）

令和2年度基山町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,490,276千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月1日提出

基山町長 松田 一也

令和2年12月11日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,385,296	△19,356	2,365,940
	1 町民税	1,001,232	△19,356	981,876
6 法人事業税交付金		22,493	△2,980	19,513
	1 法人事業税交付金	22,493	△2,980	19,513
13 使用料及び手数料		128,082	168	128,250
	1 使用料	80,137	168	80,305
14 国庫支出金		3,146,906	36,039	3,182,945
	1 国庫負担金	671,703	27,936	699,639
	2 国庫補助金	2,471,272	7,890	2,479,162
	3 委託金	3,931	213	4,144
15 県支出金		550,423	7,417	557,840
	1 県負担金	334,467	6,813	341,280
	2 県補助金	179,422	604	180,026
16 財産収入		4,486	△182	4,304
	1 財産運用収入	4,382	△199	4,183
	2 財産売払収入	104	17	121
17 寄附金		703,811	300,216	1,004,027
	1 寄附金	703,811	300,216	1,004,027
18 繰入金		639,840	6,720	646,560
	1 基金繰入金	638,880	6,720	645,600
20 諸収入		347,401	△18,018	329,383
	4 受託事業収入	40,798	844	41,642
	5 雑入	264,565	△18,862	245,703
21 町債		603,697	27,500	631,197
	1 町債	603,697	27,500	631,197
歳 入	合 計	10,152,752	337,524	10,490,276

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		97,684	△94	97,590
	1 議会費	97,684	△94	97,590
2 総務費		1,907,929	263,765	2,171,694
	1 総務管理費	1,725,493	260,327	1,985,820
	2 徴税費	95,441	6,168	101,609
	3 戸籍住民基本台帳費	79,367	△2,485	76,882
	6 監査委員費	936	△245	691
3 民生費		4,354,702	52,934	4,407,636
	1 社会福祉費	3,208,284	34,080	3,242,364
	2 児童福祉費	1,146,116	18,854	1,164,970
4 衛生費		669,345	3,331	672,676
	1 保健衛生費	211,174	5,739	216,913
	2 清掃費	457,587	△2,408	455,179
5 労働費		33,391	82	33,473
	1 労働諸費	33,391	82	33,473
6 農林水産業費		101,546	259	101,805
	1 農業費	88,329	650	88,979
	2 林業費	13,217	△391	12,826
7 商工費		192,283	△2,200	190,083
	1 商工費	192,283	△2,200	190,083
8 土木費		865,466	△2,951	862,515
	2 道路橋梁費	295,337	1,551	296,888
	3 都市計画費	232,200	△1,688	230,512
	5 住宅費	168,496	△2,814	165,682
10 教育費		781,269	6,492	787,761
	1 教育総務費	86,547	1,707	88,254

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
緊急防災・減災事業	(千円) 22,600	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公営住宅建設事業	(千円) 46,300	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 44,900	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
学校教育施設等整備事業	(千円) 37,400	同上	同上	同上	(千円) 43,700	同上	同上	同上